**―安心で楽しく子育てができる環境づくりのためにー**

少し前まで地域では、「用事があるので、ちょっとこの子を見ててくださいね」、「いいよ、まかせて。いってらっしゃい」というやりとりが自然に行われていたようです。しかし、地域でのコミュニケーションが希薄になった現在、子育てに息苦しさを感じたり、子育てを手伝いたいのにうまく声をかけられなかったりといったジレンマを抱えている人たちが増えています。

　ファミリーサポート事業は、「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預けたり、預かったりする地域で主体的に行う子育て援助活動です。

**１　会員**

**お子さんを預かってほしい方**

利用会員　石巻にお住まいで、生後2か月から小学校６年生までの子どものいる方

**お子さんを預かることができる方**

協力会員　石巻にお住まいで、２０歳以上の心身ともに健康で自宅で安全に子どもを預かることができる方で、センターが実施する援助活動に関する講習会を受講した方

両方会員　「利用会員」と「協力会員」の両方を兼ねる方

**２　援助活動の内容**

　協力会員（両方会員）が利用会員（両方会員）のお子さんを

　　・一時的に預かります。（原則として、協力会員・両方会員の自宅で）

　　・保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブへ送迎します。

　例えば・・・・・

　　保護者の通院や家族の介護、冠婚葬祭、入学式や授業参観等の学校行事、仕事の都合や

　求職活動等

* 宿泊を伴う援助は行いません。

石巻市ファミリーサポート事業

３　しくみと流れ

1. まず、会員になりましょう。

お子さんを預かることができる方（協力会員）

お子さんを預かってほしい方（利用会員）

**協力会員講習会**

**会員登録・会員証交付**

**入会説明・入会申し込み**

1. 事務局から条件に合う会員を紹介されたら、まず事前打合せをします。

**石巻市ファミリーサポートセンター事務局《アドバイザー》**

協力会員　　　　を紹介　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用会員　　　　　を紹介

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事前打合せ

**利用会員**

**協力会員**

援助してほしい内容などの確認と打合せ

※利用会員がお子さんを連れて、協力会員宅で事前打合せを行います。

1. 事前打合せ後、利用会員が援助を頼みたいときには、事務局へ申込みをします。

**協力会員**

**利用会員**

援助の依頼　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　援助の依頼

**石巻市ファミリーサポートセンター事務局《アドバイサー》**

**※事務局が閉まっているときには、サブリーダーに申込みます。**

1. 援助活動開始。打合せ内容はしっかり守りましょう。

**利用会員**

　　　　援助活動

**協力会員**

1. 援助活動が終わったら、協力会員は活動報告書を事務局に提出します。

**協力会員**

**利用会員**

報酬　　　　　　　　　　　　援助報告

**事務局**

協力会員は、援助活動報告書を事務局へ提出します。

４　事務局（アドバイザー）とサブリーダーの役割

1. 事務局（アドバイザー）の役割

　　　・会員募集、入会説明、協力会員講習会、面接など会員の登録に関すること

　　　・会員間の援助活動の調整やアドバイスなどの会員の活動に関すること

　　　・会員交流会、会報の発行など会員の交流に関すること

　　　・サブリーダーの選任、育成及び連絡調整

　　　・活動報告のまとめ、保険の手続きなどの事業運営に関すること

1. サブリーダーの役割

　協力会員の中からアドバイザーによって選任された、一定地域の会員グループのリーダー

　　　・アドバイザーとの連絡調整

　　　・会員間の援助活動の調整やアドバイス補助

　　　・会員交流会の企画実施など会員に関すること

５　援助活動の時間

　　 原則として午前7時から午後7時までの間で援助の必要な時間とします。

　　 ただし、利用会員と協力会員の合意があれば、上記以外の時間帯も援助活動を行うことができます。

　 　援助活動の時間の考え方は、下記のとおりです。

　　　　・お子さんを協力会員の自宅で預かる場合、協力会員がお子さんを預かった時から利用会員が迎えに来た時まで

　　　　・保育施設等へ送る場合、協力会員がお子さんを預かった時から保育施設等へ引き渡した時まで

　　　　・保育施設等から迎える場合、協力会員がお子さんを保育施設等から預かった時から利用会員へ引き渡した時まで

６　援助活動の報酬等

　　 この活動はボランティア精神に基づいたもので、援助を行う者の収入を補償するものではありません。しかし、協力会員が責任を持って活動するため、また、利用会員が必要以上の気づかいをしないために、一定の報酬の受け渡しを定めているものです。

1. 報酬額の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日～金曜日の午前7時～午後7時まで | 1時間あたり　６００円 |
| 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）並びに上記の時間帯以外の時間 | 1時間あたり　７００円 |

1. 利用会員が兄弟姉妹を2人以上預ける場合で、援助活動時間が重複する時間帯は、2人目からは上記表に定める額の半額となります。

例）　花子ちゃん（0歳）　　協力会員自宅預かり　　午後５時～午後７時

　太郎くん　（３歳）　　　保育所のお迎えと協力会員自宅預かり　　午後６時～午後７時

　花子ちゃん；２時間×６００円＝１，２００円

　太郎くん　　；１時間×６００円×１/２＝３００円

　合　　　　計；１，２００円＋３００円＝１，５００円

1. 援助活動時間が１時間未満の場合でも１時間とみなします。１時間以上は３０分ごとに報酬計算（３０分の単価は表に定める額の半額）を行います。１時間３０分を超えて２時間までは２時間とみなします。援助の開始及び終了時間は双方の会員でしっかり確認しましょう。

例）　４０分の活動時間＝１時間　/　１時間２０分の活動時間＝１時間３０分

　　　１時間４０分の活動時間＝２時間

1. 援助活動時間が報酬額の異なる時間をまたぐ場合（午前７時と午後７時を含むとき）その時刻を含む１時間は７００円として報酬計算を行います。

例）午後５時４５分～午後７時２０分の場合

　　　午後５時４５分～午後６時４５分（１時間）；６００円

　　　午後６時４５分～午後７時２０分（３５分間）；７００円　　　※３０分を超えると１時間

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６００円＋７００円＝１，３００円

1. 利用会員が援助活動時間の依頼を取り消す場合は次のようになります。やむを得ず取り消す場合は、できるだけ早く協力会員に連絡しましょう。また、取消料が発生した場合は、すみやかに支払をするようにしてください。

※取消料の基準（会則）

　利用予定の前日までに協力会員に申し出たとき・・・無料

　利用予定開始時刻までに協力会員に申し出た時・・・利用予定時間の報酬額の半額

　利用予定開始時刻までに協力会員に申し出をせず利用しなかったとき・・・利用予定時間の報酬額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の全額

（２）実費

利用会員は、報酬のほか、事前打合せに基づいて、援助活動にかかった経費を協力会員に支払います。

７　会費

　　会員登録料、年会費、講習会受講料は無料です。

８　会員の心得

　 　この事業は、大切なお子さんを預け、預かるもので、会員同士の信頼関係がとても重要となってきます。それぞれがこの活動に自らの意思で参加し、自らの役割に「責任」を持つことで、「やりがい」や「子育ての 楽しさ」を実感することができるでしょう。

　 　利用会員と協力会員が「いい関係」を築くためには、お互いにマナーを守ることが大切です。

* 事前に打ち合わせした援助内容を守る
* 約束した援助時間を守る
* 援助活動で知り得た会員のプライバシーを侵害したり、他に漏らしたりすることはしない
* 援助活動を、政治、宗教、営利目的など、この制度の目的以外には利用しない
* 援助活動中は会員自身や子どもが、安全に、健康に過ごせるよう配慮する
* 定期健康診断を受け、自分自身の健康管理に留意する

９　援助活動の留意点

1. 事前打合せの留意点

* どんな援助をしてほしいか、具体的に話しましょう。
* 気になることや子どもにしてほしくないことは率直に協力会員に伝えましょう。
* 協力会員がペットを飼っている場合は、種類や飼い方によって、アレルギーの問題等が発生する可能性もあるので、利用会員とよく話し合ってください。
* おやつや食事を提供するのか否かについて確認しましょう。提供する場合は、おやつの種類や調理方法、食材についても細かく打合せしてください。なお、ミルク（一式）や紙おむつは原則的に利用会員が準備します。
* 保育施設等への送迎に利用する交通手段にていては、経費の問題がありますので、双方の会員でしっかり確認しましょう。また、自家用車で６歳未満の子どもを乗車させる場合には、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。どのように用意するかなどよく話し合ってください。

　※もし細かい条件等が合わないなどで、別の会員を紹介してほしい場合は、事務局へご相談ください。相

　 　手の会員へのお断りも事務局でいたします。

　 ※事前打合せは早めに、面倒がらずに。良い関係づくりの第一歩です。

1. 援助活動の留意点

* 見知らぬ家に預けられることで子どもは不安になります。預ける前には、その理由をできるだけわかりやすく利用会員から説明してください。
* 子どもは服を汚すことが多いので、着替え（一式）を用意しましょう。
* 利用会員は子どもを預ける際には、子どもの健康状態を確認し、子どもの体調が悪いときには依頼を取り消すようにしてください。
* 協力会員は、子どもがケガや急病のときには、応急処置をして、すぐ子どものかかりつけの病院に連絡するか救急車を呼び、併せて利用会員に連絡をとります。
* 万一、活動中にトラブルが起きた場合は、基本的には当事者間で解決していただくことになります。ただし、活動中にケガをしたなど保険の適用となる事故が発生した場合は事務局（またはサブリーダー）へ速やかに連絡してください。

　　※相手の立場に立っての活動です。お互いの笑顔がお子さんを笑顔にします。

１０　補償保険の加入

　　　万一の事故に備え「協力会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子ども傷害保険」の３つの保険に一括加入します。（保険料は事務局が負担します）

　　　保険の名称　「ファミリーサポートセンター補償保険（育児）」

1. 協力会員傷害保険

　　　　　協力会員が、石巻市ファミリーサポート事業による援助活動中や援助活動のために、自宅と援助を受ける子ども宅や保育所等の往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

　<補償例>

* 協力会員が、子どもの食事を調理中にやけどをした
* 利用会員の子どもを預かりに行く途中、交通事故にあってケガをした

　<対象とならない主な例>

* 故意、犯罪行為、地震などの自然災害、疾病、暴動などによるもの
* むち打ち症または腰痛で他覚症状がないもの
* 細菌性食物中毒、靴ずれ、しもやけ、日射病等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　由 | 補　償　額 | 保険金の支払い条件 |
| 死　亡 | ５００万円 | 事故日より１８０日以内の死亡 |
| 後遺障害 | １５万円～５００万円 | 事故日より１８０日以内の後遺障害発症 |
| 入　院 | （１日）３，０００円 | 事故日より１８０日以内を限度 |
| 手　術 | ３，０００円×所定倍率 | 事故日より１８０日以内の手術 |
| 通　院 | （１日）２，０００円 | 事故日より１８０日以内で９０日分を限度 |

1. 賠償責任保険

　協力会員が、援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子どもや第三者の身体または　財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額を補償するものです。

<補償例>

* 協力会員の不注意でお湯がこぼれ、預かっている利用会員の子どもにやけどをさせてしまったことで賠償請求を受けた
* 協力会員が調理した食事やミルクが原因で子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことで賠償請求を受けた。

　<対象とならない主な例>

* 故意、地震などの自然災害、暴動などによるもの
* 同居の親族に対するものや預かっていた他人の財物（現金を除く）
* 自動車の所有、使用または管理に起因すること
* 心神喪失、排水または排気（煙を含む）に起因すること

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　由 | 補償限度額 |
| 対人・対物　　　１事故につき | ２億円 |
| 初期対応費用 | ５００万円 |
| 見舞金・見舞品 | １０万円 |
| 現金盗難 | １０万円 |

1. 依頼子ども傷害保険

利用会員の子どもが援助を受けている間に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

〈補償例〉

* 利用会員の子どもが援助を受けている間に階段から落ちケガをした

　〈対象とならない主な例〉

　　・故意、犯罪行為、地震などの自然災害、疾病、暴言等によるもの

　　・むち打ち症または腰痛で他覚症状がないもの

　　・細菌性食物中毒、靴ずれ、しもやけ、日射病等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　由 | 補　償　額 | 保険金の支払い条件 |
| 死　亡 | ３００万円 | 事故日より１８０日以内の死亡 |
| 後遺障害 | １２万円～３００万円 | 事故日より１８０日以内の後遺障害発症 |
| 入　院 | （１日）３，０００円 | 事故日より１８０日以内を限度 |
| 手　術 | ３，０００円×所定倍率 | 事故日より１８０日以内の手術 |
| 通　院 | （１日）２，０００円 | 事故日より１８０日以内で９０日分を限度 |

**安全チェックリスト**

大人にとっては、何でもないことでも、子どもにとっては危険な箇所があるものです。

事前打合せで、利用会員の子どもが訪問する前、また、活動の前には、毎回この安全チェックリストに添って家の中を点検し、常に安全な環境をつくりましょう。

１　引っ張ると、上から物が落ちる危険性のあるテーブルクロスや、家具のカバーなどはありません。

　　　　（はい　　　　いいえ）

２　子どもがさわると危険なものは、子どもの手が届かないところに置いてあります。

|  |  |
| --- | --- |
| （はい | いいえ） |
| （はい | いいえ） |
| （はい | いいえ） |
| （はい | いいえ） |
| （はい | いいえ） |
| （はい | いいえ） |

①タバコ、薬、化粧品、洗剤などの日用品

②はさみ、カミソリ、包丁などの日用品

③ボタン、ボタン電池、硬貨、指輪、ヘヤピンなど飲み込む恐れのある小物

④アイロン、ポット、鍋などやけどの原因となるもの

３　ベランダや窓の側に踏み台になるような物は置いてありません。

４　浴槽に水は貯めてありません。

　※「いいえ」に○がついた場合は、もう一度安全について考えてください。

安全な援助活動をするために

　□乳幼児の発達はめざましいものがあります。つかまり立ち、ハイハイなど前には出来なかったことができるようになったり、行動範囲も広がっています。以前預かったからといって油断せず、事前に必ず発達の状況を確認し、家の中の安全を再点検しましょう。

　□子どもを抱いているときは又は子どもが近くにいるときは、タバコを吸ったり熱いものを飲んだりしないようにしましょう。

　□階段には、子どもが落ちないような対策をするか、一人で昇り降りしないよう、事故防止に十分注意してください。

　□ドアがバタンと閉まると、指をはさむことがあります。また、机や家具の鋭い角の部分でけがをすることがあります。気をつけましょう。

　□子どもと一緒に道路を歩くときは、手をつなぎ、大人は車道の側を歩きましょう。

　□自動車の中に子どもを一人にしておかないようにしましょう。

　□６歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、必ず、チャイルドシートを使用しましょう。（法律で定められています。）

　□ストーブやファンヒーターなどの暖房器具を使う際は、子どもがやけどをしないように充分に気をつけましょう。

　□扇風機の使用中は、子どもが指をはさまないように注意しましょう。

**事前打合せ票**　　　　　　　　（打合せ年月日）平成　27年　8月　5日

記入例

※すべての項目は、利用会員についてご記入ください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 会員番号 | １００００１ | | | ふりがな  会員氏名 | | いしのまき　はなこ  石巻　花子 | |
| 会員住所 | 〒　986-0824  石巻市立町一丁目6番1号  にこにこマンション202 | | | 勤務先名 | | (株)石巻商事　総務課 | |
| ＴＥＬ　0225-25-○○○○ | |
| 自宅電話番号 | 0225-25-○○○○ | | | 携帯電話等 | | 090-○○○○-○○○○ | |
| （ふりがな）  子どもの名前  愛称 | （　いしたろう　　）  石太郎  いしくん | | （　まきこ　　　）  巻子  まきちゃん | | | | （　　　　　　　　　　　　　） |
| 生年月日 | 平成　22年　2月　22日 | | 平成　27　年　1月　11日 | | | | 平成　　年　　月　　　日 |
| 性別 | 男　・　女 | | 男　・　女 | | | | 男　・　女 |
| 保育所・幼稚園・  学校名  （学年・組） | のびのび保育園  ＴＥＬ0225-（25）○○○○ | | ＴＥＬ　　　　（　　　） | | | | ＴＥＬ　　　（　　　） |
| かかりつけの  医療機関 | 石巻こども病院  ＴＥＬ　　　　（25）○○○○ | |  | | | |  |
| 保険証 | 記号 | あいう | | | 番号 | | 4321 |
| 【地　図】　援助活動に必要となる地図（自宅から保育施設までの経路地図・自宅・保育所付近図等）  石巻こども病院  まちなか郵便局  石巻駅  わくわくコンビニ  おひさま銀行  にこにこ  マンション  自宅  （国道９９号） | | | | | | | |
| 備考 | 子どもの性格、その他気をつけてほしいことを記入してください。  石太郎：活発な性格。高い所に登りたがるので注意してください。  巻子：皮膚が弱いので、オムツをまめに交換してほしい。 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 今回援助活動を依頼する子どもの名前 | | 石太郎 | 巻子 |  |
| 年　齢（月齢） | | 5歳　6か月 | 歳　6か月 | 歳　　　　　か月 |
| 子どもの状況 | 平熱 | ３６.５℃ | ３６.８℃ | ℃ |
| 食事  ・○で囲む | 普通食  離乳食  ミルク | 普通食  離乳食（パンがゆ・  ミルク | 普通食  離乳食  ミルク |
| 排泄  ・○で囲む | 自立　　　おむつ | 自立　　　おむつ | 自立　　　おむつ |
| アレルギー等 | 有（　　　　　　　　）　　無 | 有（　たまご　）　　無 | 有（　　　　　　　　）　　無 |
| 好きな遊び  おもちゃ | 絵本  ミニカー・ボール | うさぎのぬいぐるみ |  |
| 癖や習慣 | お気に入りのミニカーをいつも持って歩く | やわらかいタオルが好き。  夕方よく泣く。 |  |
| その他特記事項  ・最近かかった病気、健康面で注意してほしいことなど | なし | ７月末に風邪をひいて、まだ少し咳がでる。体を冷やさないようお願いしたい。 |  |
| 食事提供の希望 | |  | | |
| 援助の理由 | | １　仕事（仕事復帰準備含む）　　　　　　　　　５　習い事や講座の受講  ２　保護者の病気及び病院等の通院など　　６　兄姉の学校保健所等の行事  ３　出産および産後の乳幼児の世話　　　　　７　保護者の用事、リフレッシュ  ４　家族の病気介護　　　　　　　　　　　　　　 ８　その他 | | |
| 援助の内容 | | １　協力会員宅で預かり　　２　保育施設等への送り　　３　保育施設等への迎え  ４　その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 送迎手段 | | １　自家用車　　　２　徒歩　　　３　ＪＲ　　　４　バス　　　５　タクシー | | |
| 利用会員が用意するもの | | ※当日会員と会わない場合は  事前にお渡しください。 | | |
| 援助の日時 | | 8月　25日　（火）　　　石太郎　１６　時　００分　～　１９時　３０分  　　　　　　　　　　　　　　　 巻子　　１７ 時　００分　～　１９時　３０分 | | |
| 当日の連絡先 | | 自宅　　　　／　　　勤務先  その他の連絡先　　　　（間柄）祖母　　　（氏名）石巻　市子  　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　　　　　　（３３）―８８８８ | | |
| 備考 | |  | | |

　　※利用会員は、記入後、事前打合せまたは継続援助依頼の都度、協力会員に渡してください。なお、表面まで記入したら、次回依頼用にコピーをとっておくと便利です。状況が変わったときのため、無記入のものも保管しておいてください。

　　※継続援助の場合で事前に手渡しできないときは、ＦＡＸで送るかまたは利用会員がこの内容にそって協力会員がこの内容にそって協力会員に電話連絡し、協力会員が記入してください。

**「事前打合せ票」記入方法**

①勤務先は、連絡がつくように必要に応じて所属先まで記入してください。

②かかりつけの医療機関があれば、必ず記入してください。

③地図は、目安になる建物、最寄りの駅、バス停留所を入れ、わかりやすく書いてください。

④年齢（月齢）は依頼する当日を基準に書いてください。

⑤乳児の場合、１回に飲むミルクの量、離乳期であれば、離乳食の内容も簡単に入れてください。

⑥アレルギーのある場合、アレルギー源も書いてください。

⑦過去に連絡のつくところを必ず書いてください。その他の連絡先の場合は、利用会員との関係、その方の氏名、電話番号を記入してください。

⑧緊急時に連絡のつくところを必ず書いてください。その他の連絡先の場合は、利用会員との関係、その方の氏名、電話番号を記入してください。

|  |
| --- |
| **電話での事前打合せをするにあたって**  **同一会員同士で２回目以降は電話での打合せも可能ですが**   * **前回事前打合せに同席していない子ども（兄弟姉妹）を預ける場合** * **前回から期間があいて、子どもの発育状態などが著しく変わった場合** * **その他前回と状況が異なる場合**   **については、子ども同席のうえ、直接会って事前打合せをしてください。** |

様式第５号（第１２条関係）　　　　　　　　　　　　　（協力会員用）

協力会員用

石巻市ファミリーサポート事業援助活動報告書

石巻市ファミリーサポートセンター事務局（あて）

次のとおり報告します

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 援助実施日時 | | 平成　２７年　８月　２５日（火）　　１　[　１６　：　００　～　１９　：　３０　]  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２　[　１７　：　００　～　１９　：　３０　] | | | |
| 利用会員 | 会員番号 | １００００１ | 氏名 | 石巻　花子 | |
| 子どもの名前 | １　　石太郎　　（５歳） | | | 性別 | 男　　　　・　　　　女 |
| ２　　巻子　　　（０歳　６か月） | | | 性別 | 男　　　　・　　　　女 |
| ３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　歳） | | | 性別 | 男　　　　・　　　　女 |
| 援助依頼の理由 | １　仕事（仕事復帰準備含む）　　　　　　　　　５　習い事や講座の受講  ２　保護者の病気、病院の通院など　　　　 ６　兄妹の学校保育園等の行事  ３　出産又は産後の乳幼児の世話　　　　　　７　保護者の用事、リフレッシュ等  ４　家族の病気介護等　　　　　　　　　　　　　８　その他　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |

　　[援助活動の内容]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時間 | 活動 | 援助の内容・子どもの様子 |
| １６：００ | 母より巻ちゃん預かり | 巻子ちゃんと手遊びをし、おやつにヨーグルトをあげた。 |
| １７：００ | 保育園お迎え | 巻子ちゃんをおんぶし、バスで石太郎君をお迎えに行った。 |
| １７：３０ | 石太郎くん引き渡し | 一太郎くんは保育園で左ひざをすりむいたとのこと。 |
| １８：００ | 帰宅・夕食 | ３人で少し遊んでから夕食をとる。石太郎くん（カレー） |
| １９：３０ | 母へお渡し | 巻子ちゃん（パンがゆ小椀１/２、ミルク150ｃｃ） |

　　[報酬等]

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報酬 | ２，７７５　円 | （内訳）　　　６００円　　×　　　３　　　時間　＝　1,800　 ２，２５０円  　　　　　　　　　　　　　　　1.5×　１/２　　　　　　 450 |
| （内訳）　　　７００円　　×　　0.５　　　 時間＝　　350　 　 ５２５円  　　　　　　　　　　　　　　　　0.5×１/２　　　　　　 175 |
| 交通費 | ３６０　円 | ＪＲ　　・　　バス（計算）　　　　　　　　　　　１８０　×　２　＝360　　円  自家用車　　　　　　　　㎞　（計算）　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  タクシー　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| その他実費 | ５００　円 | （内訳）夕食　２００×２＝４００　、おやつ（ヨーグルト）　１００　　５００円 |
| 合計 | ３，６３５　円 | 円 |

　　[活動結果確認]

|  |
| --- |
| 活動の結果を確認し、報酬を支払います。  　　　　　　　　　　　　　平成２７　年　　８月　２５日　　　　　利用会員氏名　石巻　花子  　活動に対する報酬を確かに受け取りました。  宮城  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協力会員氏名　　宮城　萩子　　　　　　印 |

　　　１　活動欄には、食事（ミルク）おやつ、排泄、睡眠、あそび、送迎などを記入してください。

　　　２　医療機関にかかった場合は、医療機関名、診断内容、お子さんの様子等を援助活動の内容欄に必ず記入してください。

**「援助活動報告書」　記入方法**

①預かった子どもについて預かった時間を記入します。一日で朝夕など２回に分けて活動した場合や、

　きょうだいに対して援助活動を行った場合は、それぞれの時間を記入してください。

②預かった時間から、順に活動の項目・援助内容・子どもの様子を書いてください。

　（特に、利用者に報告したい事項を書いてください。）

③報酬の計算については、「報酬の基準」を参考に計算してください。

* この場合は、次のような考え方となります。

巻子　　　　　＠６００円の区分帯で３時間　　６００円×３時間＝1,800・・・①

石太郎　　　＠６００円の区分帯で１時間３０分

　　　　　　　また、この時間帯は巻子と重なるので１／２＝

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６００円×１．５時間×１／２＝４５０円・・・②

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　∴①＋②＝２，２５０円

④

④活動結果及び報酬額について、利用会員が確認し、間違いなければサインをして報酬を支払います。

⑤協力会員は、報酬を受け取り後に、サインと押印をし、２枚目を利用会員に渡します。これが領収書に

　なります。

|  |
| --- |
| 援助活動報告書の流れ  　協力会員用　　：　　協力会員の控えとなります。  　利用会員用　　：　　利用会員に渡します。  　　事務局用　　　：　　活動後、なるべく早く事務局に持参またはＦＡＸ・郵送してください。 |

**「石巻市ファミリーサポート　　Ｑ＆Ａ」**

[会員登録]

|  |
| --- |
| Ｑ１　　利用会員は、父母とも会員登録をしなければなりませんか？ |

主に依頼する方が、説明会を受けて会員登録をしていただければ結構です。

会員になるにあたっては、夫婦でよく話し合っておいてください。特に協力会員は家族の理解と協力が必要です。

|  |
| --- |
| Ｑ２　　会員としての活動期間はいつからいつまでになりますか？ |

　活動開始は会員証を手にした日からとなり、期限はありません。ただし、会員として資格を失う、または

　会員としての活動を継続しがたい理由が発生したときには、退会となります。その際には、事務局に連絡し、「退会届」を提出してください。

|  |
| --- |
| Ｑ３　　年度途中で登録内容を変更したり、会員の区分を変更することはできますか？ |

　　できます。その場合は、事務局に連絡をして、所定の様式を提出してください。ただし、利用会員から

　　協力会員または両方会員に区分の変更を希望する場合は、講習会の受講及び面接をしていただくことが必要です。

　[援助活動]

|  |
| --- |
| Ｑ４　　一度登録した会員の援助希望日時等は変更できないのでしょうか？ |

　　できます。入会申込書に、活動できる内容及び時間帯など記入していただきます。それらを参考に援助活動の依頼をしますが、依頼日に都合が悪いときは、断っていただいても結構です。援助の状況が変わったときには、事務局に連絡してください。

　　　また、利用会員が希望する援助内容や時間愛によっては、全く依頼のない場合も想定されますのであらかじめご了承ください。

|  |
| --- |
| Ｑ５　　依頼の受付時間帯は？ |

　　事務局に電話する場合は、開設時間内（火曜、水曜、金曜の９：３０～１８：００、土曜のみ１３：００～　１８：００）にお願いします。

|  |
| --- |
| Ｑ６　　直接協力会員に依頼の申込みをしてもいいですか？ |

　　依頼の申込みは、事務局を通して行ってください。報告がない活動は、保険対象外となります。

|  |
| --- |
| Ｑ７　　協力会員の自宅以外で、援助活動を行ってもらうことはできますか？ |

　　原則は協力会員の自宅で行います。例外として、子どもが病気回復期などで、利用会員宅で援助活動を行った方が望ましいと思われる場合は、利用会員宅で行うこともできます。ただし、協力会員の承諾を得ることが必要です。

|  |
| --- |
| Ｑ８　　活動の途中で子どもの習い事など、他の場所に連れて行ってもらえますか？ |

　　協力会員の承諾があればできます。例えば習い事が終わってから再び迎えに行ってもらうこともできますが、依頼が複雑な場合は、間違いがないよう注意して打合せを行ってください。その場合の活動時間は送迎時間も含み、協力会員が実際に子どもを預かっている時間の合計です。

　　また、利用会員は事前に送迎先の責任者に連絡をしておいた方がいいでしょう。

|  |
| --- |
| Ｑ９　　預かってもらってから時間の延長はできますか？ |

　　協力会員の承諾があればできますが、協力会員の負担になるので、時間の変更は極力避けてください。

|  |
| --- |
| Ｑ１０　病気中の子どもを預けることはできますか？ |

　　子どもが病気のときは、様態が急変する可能性も高いので、預けることは避けましょう。病気の回復期であって、様態が安定していると医師に判断された場合には、その旨を説明し、協力会員の承諾を得られれば、預けることができます。

　　また、医師から処方された薬がある場合は、利用会員は協力会員に必要分だけを手渡し、協力会員は指示通りに与えます。市販の薬は決して与えないでください。なお、協力会員は薬を与えたことを必ず「活動報告書」の援助活動の内容に記録してください。

|  |
| --- |
| Ｑ１１　　利用会員が病気の場合、協力会員に家まで子どもを迎えにきてもらえますか？ |

　　協力会員の承諾があればできます。

　　協力会員が交通費を使った場合、利用会員が実費を払います。

|  |
| --- |
| Ｑ１２　　複数の子どもを預かることはできますか？ |

　　１対１で預かることが原則です。複数の利用会員の子どもを同時に預かることはできません。ただし、１人の利用会員の子どもをきょうだいで預かることを依頼された場合で、協力会員が複数の子どもを預かれるような状況であれば可能です。

|  |
| --- |
| Ｑ１３　　協力会員の家族が子どもを預かっても構いませんか？ |

協力会員とともに、家族で預かるのは構いませんが、会員登録していない方が単独で預かることはできません。（保険対象外となります。）

|  |
| --- |
| Ｑ１４　　キャンセル料金が発生した場合、どのようにしたらよいですか？ |

　　協力会員は「利用会員が協力会員に支払う報酬額の基準」に照らして、報酬の支払いが発生した場合は、「援助活動報告書」の「援助実施日時」「利用会員」の欄に予定を、「援助活動の内容」欄にキャンセルを受けた時間帯を、「報酬等」欄に必要経費をそれぞれ記入してください。

利用会員は、早急に協力会員宅に行き、報告書にサインをしキャンセル料を支払ってください。

|  |
| --- |
| Ｑ１５　　援助活動が終わったら、どうすればいいのですか？ |

　　協力会員は援助活動が終了するまでに、援助活動の内容や報酬等を記入した、「援助活動報告書」（３枚複写）を作成します。援助活動終了後に利用会員が確認し、内容に間違いなければサインをします。

　次に、利用会員は、協力会員に報酬等を支払い、協力会員が受領印（３枚とも）を押します。受領印押印後「援助活動報告書」を両会員が１枚ずつ保管し、「事務局用」はすみやかに事務局に提出します。

[その他]

|  |
| --- |
| Ｑ１６　　事務局（アドバイザー）と会員は、どのような関係にありますか？ |

　　事務局（アドバイザー）は会員相互の援助活動が円滑に行われるように調整をするところです。

　　事務局（アドバイザー）は会員に支持を出すことはなく、活動を強制することもありません。

* アドバイザー利用会員からの援助の依頼申込みに協力会員を紹介しますが、その人の援助を受けるかどうか利用会員の自由意思に基づくものです。
* 援助を行う時間、内容は、協力会員の都合によって決まるもので、アドバイザーの指示によるものではありません。
* 会員間の相互援助活動の調整を行うにあたってトラブルをさけるために、適切なアドバイスを行う

ことはありますが、援助活動について一般的なまたは具体的な指揮監督を行うものではありません。

|  |
| --- |
| Ｑ１７　　会員として守らなければいけないことは？ |

　　次のことは充分守ってください。

　１　援助活動によって知り得た会員及び家族の情報は、絶対に他に漏らさないでください。

　２　援助活動を、政治、宗教、営利目的など、この制度の目的以外には利用しないでください。

　３　子どもの安全確保に努めてください。

　４　その他、会員としてふさわしくない行為や石巻市ファミリーサポート事業の目的に反する行為を行わないでください。

　　（事務局が発行する資料は、必ず目を通し、きまりを守ってください。）

**補償保険　　Ｑ＆Ａ**

|  |
| --- |
| Ｑ１　　「急激かつ偶然な外来の事故」による障害とは、どのようなものですか？ |

　　「急激」とは、いいかえれば突発的に発生することを意味します。傷害の原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。

　　「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険でいう偶然とは、事故の発生が偶然であるか、結果の発生が偶然であるか、原因、結果とも偶然であるかのいずれかを要します。

　　「外来」とは、傷害の原因が身体の外からの作用によることをいいます。

　　上記により、靴ずれ、しもやけ、日焼けなどは、「急激かつ偶然な外来の事故」とは言えないため、傷害保険の対象とはなりません。また腰痛については、持病のない方が、突然重たいものを持って「ギックリ腰」となった場合などは適用されます。

|  |
| --- |
| Ｑ２　　接骨院、鍼・灸による治療の場合にも適用されますか？ |

　　入院給付金、手術給付金及び通院保険金の支払いは、原則として医師の治療を受けることを要します。

　　柔道整復師（接骨院、整骨院等）による治療の場合、治療日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師との治療の比較等を行い、総合的に判断したうえで保険金が支払われます。

　　また、鍼、灸、マッサージなどの医療類似行為による治療の場合、医師の指示による治療以外は対象となりませんのでご注意ください。

|  |
| --- |
| Ｑ３　　協力会員傷害保険は、子どもを預ける親（利用会員）にも適用されますか？ |

　　適用されません。協力会員傷害保険は、子どもを預かって世話をする方のための保険です。雇用されて働く人には労災保険がありますが、子どもを預かって世話をする人は雇用されているわけではありませんから、労災保険がありません。それに代わるものが協力会員傷害保険です。

　　よって、協力会員傷害保険は、保育サービス提供中の協力会員のみに適用される保険です。

|  |
| --- |
| Ｑ４　　子どもを迎えにいくとき、自宅からではなく出先のスーパーマーケットから保育園に行きたいのですが、スーパーマーケットから保育園に行く途中でケガをした場合、協力会員傷害保険は適用されますか？ |

　　適用されません。協力会員傷害保険の送迎の往復途上、自宅と子ども宅あるいは保育所等との通常の経路のみです。保育所等との等とは、子どもの親が指定する場所です。

　　例えば、子どもの親が子どもを預ける場所をスーパーマーケットと指定した場合、指定したスーパーマーケットと自宅との通常経路の事故に対して協力会員傷害保険は適用されます。

|  |
| --- |
| Ｑ５　　預かった子どもが、自動車で遊びに行ってケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか？また、預かった子どもが、友達の家へ遊びに行って、その友達の家でケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか？ |

　　いずれの場合も適用されます。ただし、親がさせてほしくない遊びもありますので、預かる時によく話し合うようお願いいたします。

|  |
| --- |
| Ｑ６　　預かった子どもを連れて遠出をしたいのですが、遠出中子どもがケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか？また一泊しても適用されますか？ |

　　適用されます。ただし、Ｑ５同様預かる時に同意を得てください。特に宿泊については、ファミリーサポートセンター事業では、原則として子どもの宿泊を行わないようにしていますので、その点ご勘案ください。

|  |
| --- |
| Ｑ７　　小学校低学年の子どもですが、保育サービスを受けるため、学校から協力会員の家へ一人で行く途中ケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか？ |

　　学校から協力会員宅へ通常経路における往復途上において、子どもがケガをした場合適用されます。また、利用会員が子どもを協力会員宅に行く途中・連れて帰る途中も、通常経路における往復途上において子どもがケガをした場合適用されます。

　　なお、この場合には、利用会員のケガは対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ８　　援助活動が協力会員傷害保険の対象となる傷害を被った場合、健康保険は使えますか？また、預かった子どもが依頼子ども傷害保険の対象となる場合どうですか？ |

　　いずれの場合でも健康保険は使えます。本保険は健康保険の利用とは関係なく支払われ、例えば協力会員傷害保険の場合、通院１日２，０００円が支払われます。

|  |
| --- |
| Ｑ９　　預かった子どもに協力会員の子どもがケガをさせられた場合、あるいは家のもの壊された場合賠償責任保険は適用されますか？ |

　　適用されません。賠償責任保険は、協力会員の監督ミス等により、協力会員に賠償責任が生じた場合に適用されるものですから、協力会員自身が自身に請求することはあり得ないからです。

|  |
| --- |
| お見舞金制度  　お見舞金制度とは、利用会員の子どもが、協力会員宅の財物を破損したり、協力会員の子どもにケガをさせた場合に、協力会員に対して５，０００円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。 |

|  |
| --- |
| Ｑ１０　　預かった子どもが、ご近所の窓ガラスを割りご近所から賠償を請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？ |

　　適用されます。しかしながら、割った窓ガラスが２０万円の値打ちしかないのに３０万円請求される場合もあり、当事者同士で３０万円の示談を行っても保険金は２０万円しか出ません。

　　賠償責任保険については、事例ごとに判断されますので、必ず「一般財団法人　女性労働協会」へお問い合わせください。

|  |
| --- |
| Ｑ１１　　保育サービス提供中、預かった子どもがケガをした場合、見舞い品（お菓子、お花等）をもって子どもの家へ見舞いに行ったときは適用されますか？ |

　　賠償責任の有無に係わらず社会通念上妥当と思われる児童へのお見舞い等（花・見舞い品）をした場合、支出した金額の実費（１０万円限度）が支払われます。なお、保険金の請求にあたっては、領収書が必要となりますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| Ｑ１２　　協力会員が利用会員から預かった鍵を紛失した場合、賠償責任保険は対象となりますか？ |

　　利用会員から預かった物の紛失、破損については保険約款上免責となっており、対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ１３　　預かった子どもが着ていたジャケットを公園に置き忘れてきた場合、また、子どもを預かるために親から預かっていたベビーカーを壊した場合、賠償責任保険は対象となりますか？ |

　　賠償責任保険においては、預かった物の損害につきましては、保険約款上支払対象外となりますので、ご注意ください。

|  |
| --- |
| Ｑ１４　　賠償責任保険で対象となる損害を教えてください。 |

　　賠償責任保険で対象となる損害は次のとおりです。なお、被害者の方にも過失がある場合、被害者の方の過失の程度によって、保険金の一部が削減されますので、その点ご勘案ください。

　　〈対人事故の場合〉

* 治療費：ケガの治療に必要な費用が支払われます。
* 入院雑費、通院交通費：入院に要した雑費並びに治療のために通院した際の交通費について支払われます。
* 慰謝料：被害者の方の肉体的・精神的な苦痛に対し、ケガの状況や治療期間に応じて賠償するもので、一般的には最終示談時に支払われます。

〈対物事故の場合〉

* 直接損害：被害にあった物の修理費が支払われます。被害にあった物の修理費がその物の価値（時価）を上回る場合、または修理が困難な場合はその価値が限度となります。
* 間接損害：被害にあった物を修理する間、代替え品を手配した際のレンタル費用が支払われます。

|  |
| --- |
| Ｑ１５　　示談交渉の進め方について教えてください。 |

　本保険は、保険会社による示談交渉サービスがないため、事故が発生した場合には、保険会社からの助言に基づき、ファミリーサポートセンターもしくは協力会員が被害者との交渉にあたることになります。

　事故直後は双方とも冷静な判断ができなかったり、損害額も確定していないことが多いため、示談交渉の時期としてはあまり適当ではありません。示談交渉はタイミングが重要であり、被害者の方と接触を保ちながら、時期を見計らって進めることが大切です。よって、交渉時期、交渉内容について保険会社と十分な打合せをお願いします。

　被害者の方の要求内容が妥当かどうか判断が難しい場合には、いったん請求内容を聞いて持ち帰り

「一般財団法人　女性労働協会」と打合せのうえ返答してください。

　示談交渉が難航した場合には、弁護士との相談が必要な事態も生じますので、速やかに当協会へ連絡してください。なお、これらに係わる費用についても保険で支払われます。

|  |
| --- |
| Ｑ１６　　子どもの送り迎えに自動車で行きたいのですが、自動車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？ |

協力会員傷害保険と依頼子ども傷害保険は適用されます。

しかしながら、賠償責任保険は適用されません。例えば、協力会員が預かった子どもを乗せて送りに行く途中、協力会員のミスで自動車事故を起こし、自分もケガをし、子どもにもケガをさせた場合、協力会員傷害保険と依頼子ども傷害保険は適用になりますが、賠償責任保険は適用されません。原付バイクも自動車と同じとなります。

　自動車事故での賠償責任保険は適用されません。あくまでも、適用されるのは協力会員傷害保険と依頼子ども傷害保険です。

　また、ぶつかった相手の車、協力会員の車の修理等も適用されません。

※自動車保険は、本保険の中に組み込まれていません。

自転車の場合は、会員傷害保険と依頼子ども傷害保険及び賠償責任保険とも適用されます。

|  |
| --- |
| Ｑ１７　　別居している祖父母も協力会員として登録しており、祖父母に子どもを預かってもらいケガをした場合、保険は適用されますか？ |

　　保険は適用されません。ファミリーサポートセンター事業は、親族の手助けを期待できない場合、センターに協力会員のあっせんをお願いするものですから、親族に預ける場合センターがわざわざあっせんする必要はないと考えます。

　　本保険では事故が発生した際の手続きの中に、事故がセンターのあっせんした仕事に従事中であることが要件です。

|  |
| --- |
| Ｑ１８　　子どもが突然死した場合は対象となりますか？ |

　　依頼子ども傷害保険では、疾病は保険約款上免責となっているため、対象とはなりません。

　また、賠償責任保険についても。子どもの突然死の場合、現在の医療水準の下では協力会員側の責任を問うことは困難であるため、対象となりますか？

|  |
| --- |
| Ｑ１９　　子どもが食中毒になった場合は対象となりますか。 |

　依頼子ども傷害保険では、細菌性食物中毒は保険約款上免責となっているため、対象となりません。なお、賠償責任保険については、協力会員が調理した食物により食中毒になった場合など、協力会員事態に過失がある場合に適用されます。

|  |
| --- |
| Ｑ２０　　台風の時に子どもを預かっていて、風に飛ばされたり、飛んできたものにあたってケガをした場合は、保険の対象となりますか？ |

　傷害保険では協力会員・依頼子どもともに、台風によるケガも支払いの対象となります。賠償責任保険では、台風等の自然災害が原因の場合は、協力会員に賠償責任が発生しないため、保険の対象となりません。

　また、地震が発生し、上から物が落ちてきてケガをした場合も同様です。

|  |
| --- |
| Ｑ２１　　病気の子どもを預かった場合、その子どもの具合が悪くなった場合に、保険の対象となりますか？ |

　傷害保険は対象となりません。賠償責任保険は、協力会員が子どもが病気であることを知っていながら、寒い戸外で遊ばせた等、明らかな過失がない限り、お支払いの対象となりません。

|  |
| --- |
| Ｑ２２　　預かった子どもから協力会員や協力会員の家族に病気が感染した場合は、保険の対象となりますか？ |

　預かった子どもから病気に感染した場合は、傷害保険及び賠償生人保険ともに対象となりません。

　※「お見舞い金制度」参照

|  |
| --- |
| Ｑ２３　　事故が発生した場合の手続き方法について教えてください。 |

　事故が発生した場合は、速やかに「一般財団法人　女性労働協会」に事務報告書をＦＡＸ（番号03－3456－4420）してください。

　女性労働協会からの報告を受け、保険会社の損害サービスの担当者が当該センターに連絡し、事故内容を確認します。賠償事故の場合は、今後の示談交渉の進め方について打ち合わせることとなります。

　なお、人身事故の場合、お見舞い等の道義的責任は十分に果たす必要があります。円満な示談交渉のためには誠意を尽くすことが何よりも大切です。

参考

（１）　預かった子どもがケガをした場合

　　①　協力会員はセンターと親（事故の状況に応じどちらが先でも良い）へ事故の状況とその対応について連絡をする。

　　　親・・・・・・・・事故の状況、ケガの状態、どのように対応したか。

　　　　　　　　　　　親からの指示があれば対応する。

　　　センター・・・子どもの名前・事故日・場所・事故の状況・ケガの状態、どのように対応したか。また親からの指示があった場合、その内容を報告。

　　②　センターは事故の連絡を受けたら、すぐに子どもの親にけがの様子を聞く。

　　　　事故直後は精神的にも不安やいらだちを感じるものです。なるべく早く連絡をとるようにしてください。自己の状況に応じてお見舞いに行くことも必要です。（この場合訪問時間等被害者の方のご負担にならないようにこころがける。）

　　③　子どもがケガをした場合、協力会員も責任を感じているので協力会員のフォローもする。

　　④協会へ事故報告書を提出する。

（２）　協力会員がケガをした場合

①活動中にケガをした場合、センターへ事故の状況について連絡する。

　　　　事故日・場所・事故の状況・ケガの状態

②協会へ事故報告書を提出する。

　（３）物損事故の場合

　　・　被害者の方にはお詫びを申し上げるとともに、被害にあった物がどのような物であるかを確認する。修理が出来る状態であれば、その見積りをとってもらうよう被害者に伝える。（原則：現状復帰）

　　　・　植木鉢・ガラス等の壊れたものについては写真をとっておく。